

条例における国基準に対する市の考え方

① 市の基準制定の方向性

ほぼ国の基準どおりの内容とするが、参酌基準の中で一部市独自の基準を設けるものとする。

従うべき基準	国基準（省令）と同様の基準とする。
標準	国基準（省令）と同様の基準とする。
参酌すべき基準	特段の事情がない限り、国基準を踏襲することを基本とするが、市における介護保険運営の実情等を踏まえ、次の4つの項目においてのみ、国基準（省令）を十分参酌した上で、市独自の内容を定めている。

② 市で独自基準を設けるもの

(1) 指定地域密着型サービス

大項目	項目	対象サービス	省令内容	条例内容	理由	条例条項
一般原則	地域との連携	すべてのサービス	市、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携	市、 <u>地域包括支援センター</u> 、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携	運営にあたっての連携先として、地域包括ケアの核となる地域包括支援センターを加え、連携を明文化する。	第3条第2項
設備基準	居室の定員	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	<u>1人</u> (必要と認められる場合2人)	<u>1人</u> (必要と認める場合4人以下)	低所得者の施設入所に配慮し、低廉な自己負担で利用できる多床室の整備も可能な状態とする。	第152条第1項
運営基準	記録の整備	すべてのサービス	完結の日から <u>2年間</u>	完結の日から2年間。ただし、 <u>介護報酬の請求に係る書類に限り5年間</u>	介護報酬の過誤請求等について、消滅時効は地方自治法の規定により5年間であるため。	第42条第2項 第58条第2項 第79条第2項 第107条第2項 第127条第2項 第148条第2項 第176条第2項 第201条第2項
	地域との連携(運営推進会議)	<ul style="list-style-type: none"> 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 複合型サービス 	おおむね <u>2月に1回以上</u> の開催	<u>地域と連携し、地域に開かれた安定した運営ができていると市長が認める場合は、おおむね3月に1回以上</u> の開催	運営推進会議の現行の開催頻度について、運営推進会の目的を満たす運営を継続して運営している事業者について緩和できるようにする。	第105条第1項以下準用規定 第128条 第149条 第177条 第189条 第202条

(2) 指定地域密着型介護予防サービス

大項目	項目	対象サービス	省令内容	条例内容	理由	条例条項
一般原則	地域との連携	すべてのサービス	市、他の地域密着型サービス事業者又は介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携	市、 <u>地域包括支援センター</u> 、他の地域密着型サービス事業者又は介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携	運営にあたっての連携先として、地域包括ケアの核となる地域包括支援センターを加え、連携を明文化する。	第3条第2項
運営基準	記録の整備	すべてのサービス	完結の日から <u>2年間</u>	完結の日から2年間。ただし、 <u>介護報酬の請求に係る書類に限り5年間</u>	介護報酬の過誤請求等について、消滅時効は地方自治法の規定により5年間であるため。	第40条第2項 第64条第2項 第85条第2項
	地域との連携（運営推進会議）	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護 ・認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型特定施設 ・地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 ・複合型サービス 	おおむね <u>2月に1回以上</u> の開催	<u>地域と連携し、地域に開かれた安定した運営ができていると市長が認める場合は、おおむね3月に1回以上の開催</u>	運営推進会議の現行の開催頻度について、運営推進会の目的を満たす運営を継続して運営している事業者について緩和できるようにする。	第62条第1項 第86条（準用規定）